

中間財務諸表

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明

当行は、第88期中(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び、第89期中(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、北光監査法人の監査証明を受けております。

中間貸借対照表 資産の部

運用しているお金の記録

単位:百万円

科 目	第88期中 (平成19年9月30日現在)	第89期中 (平成20年9月30日現在)
	金 額	金 額
現金及び他の銀行等へ預けたお金	26,366	25,422
コール市場で他の銀行に買ったお金	33,000	13,100
買入金銭債権	0	0
お客様への販売用に保有した国債など	133	—
国債などに投資した額	126,517	133,758
企業や個人等にご融資した額	443,175	450,228
外国為替	206	291
その他資産	1,999	6,357
有形固定資産	8,600	8,792
無形固定資産	377	420
先払いした将来負担すべき税金	5,379	7,337
保証債務に対する求償権	9,065	7,917
将来予想される貸倒に備えるための引当金	△3,930	△4,207
資産の部合計	650,892	649,418

負債及び純資産の部

お預かりしたり、調達したお金の記録と株主の皆さまから受けた出資金や利益の積立てなどの記録

単位:百万円

科 目	第88期中 (平成19年9月30日現在)	第89期中 (平成20年9月30日現在)
	金 額	金 額
お預かりしているお金	610,223	603,167
第三者への譲渡が可能な預金	—	7,361
他の銀行等から借りたお金	1,533	3,526
外国為替	0	—
当行が発行した債券	1,200	1,200
その他負債	1,701	1,937
未払法人税等	—	107
その他の負債	—	1,830
行員の退職金支払に備えるための引当金	2,434	2,408
従業員の退職給付金支払に備えるための引当金	129	—
睡眠預金について預金者からの払出請求に備えるための引当金	—	13
信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるための引当金	—	61
再評価に係る繰延税金負債	1,291	1,281
債務の保証	9,065	7,917
負債の部合計	627,579	628,875
株主より資本金として払い込まれたお金	8,233	8,233
通常の営業活動以外の資本取引によって生じた法定準備金	6,162	6,162
資本準備金	6,154	6,154
その他資本剰余金	8	7
内部留保額	8,527	8,860
利益準備金	1,946	2,041
その他利益剰余金	6,580	6,818
別途積立金	4,862	4,862
繰越利益剰余金	1,717	1,955
自己株式	△51	△57
株主資本合計	22,871	23,198
有価証券の評価損益から税金相当額を控除した額	△1,241	△4,323
土地再評価差額金	1,683	1,668
評価・換算差額等合計	441	△2,655
純資産の部合計	23,313	20,543
負債及び純資産の部合計	650,892	649,418

中間損益計算書

決算期間中の収支の記録

単位:百万円

科 目	第88期中	第89期中
	(皇 平成19年4月1日 平成19年9月30日)	(皇 平成20年4月1日 平成20年9月30日)
	金 額	金 額
経 常 収 益	7,934	7,618
貸出金や保有している 国債などの利息	6,253	6,529
（うち貸出金利息）	(5,470)	(5,618)
（うち有価証券利息配当金）	(607)	(773)
手数料によって得た収入	1,150	915
債券や外国為替の 取扱で得た収入	98	59
株式の売却益など	431	113
経 常 費 用	6,786	6,877
預金の利息や他の金融 機関から得た資金の 利息として支払った額	892	1,064
（うち預金利息）	(827)	(978)
手数料として支払った費用	506	453
債券等を売買・償還し た時に発生した損失	121	5
給与、土地建物の賃借料、 税金等に支払ったお金	4,608	4,689
「その他経常費用」	657	664
企業本来の利益	1,148	740
「特別利益」	110	80
「特別損失」	17	19
「税引前中間純利益」	1,241	800
税金を負担した分	144	90
将来負担すべき税金の調整額	451	299
「法人税等合計」	—	389
期中の最終利益	645	410

営業経費の内訳

決算期間中の営業経費の内訳

単位:百万円

科 目	第88期中	第89期中
	(皇 平成19年4月1日 平成19年9月30日)	(皇 平成20年4月1日 平成20年9月30日)
	金 額	金 額
給料・手当	1,716	1,761
退職給付費用	112	112
福利厚生費	20	24
減価償却費	275	310
土地建物機械賃借料	194	191
営繕費	16	44
消耗品費	121	83
給水光熱費	48	52
旅費	22	23
通信費	133	138
広告宣伝費	76	76
租税公課	279	281
その他	1,591	1,590
計	4,608	4,689

中間株主資本等変動計算書

中間貸借対照表の「純資産の部」の変動事由と変動額の記録

単位:百万円

第88期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本							評価・換算差額等				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金							
				退職慰勞 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金						
平成19年3月31日残高	8,233	6,154	8	1,899	149	4,713	1,355	△ 47	22,466	△ 602	△ 1	1,683
中間会計期間中の変動額				47				△ 284	△ 237			
中間純利益							645		645			
自己株式の取得								△ 5	△ 5			
自己株式の処分			△ 0					1	1			
退職慰勞積立金の取崩(注)					△ 149				△ 149			
別途積立金の積立(注)						149			149			
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)										△ 639	1	—
中間会計期間中の変動額合計	—	—	△ 0	47	△ 149	149	361	△ 3	404	△ 639	1	—
平成19年9月30日残高	8,233	6,154	8	1,946	—	4,862	1,717	△ 51	22,871	△ 1,241	—	1,683

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

第89期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

単位:百万円

	株主資本							評価・換算差額等				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金						
平成20年3月31日残高	8,233	6,154	8	1,994	4,862	1,828	△ 53	23,028	△ 3,196	△ 0	1,668	
中間会計期間中の変動額				47				△ 237	△ 237			
中間純利益						410		410				
自己株式の取得							△ 5	△ 5				
自己株式の処分			△ 0				1	0	0			
土地再評価差額金の取崩						0		0				
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)									△ 1,126	0	△ 0	
中間会計期間中の変動額合計	—	—	△ 0	47	—	127	△ 3	170	△ 1,126	0	△ 0	
平成20年9月30日残高	8,233	6,154	7	2,041	4,862	1,955	△ 57	23,198	△ 4,323	—	1,668	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項(第89期中)

1.商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2.有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	9年～30年
その他	3年～20年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,133百万円であります。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の上乗事業年度から損益処理

(3)役員退職慰労引当金

(追加情報)

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく必要額を計上しておりますが、平成20年6月25日開催の第88期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を実施いたしました。制度の廃止に伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額未払分151百万円についてはその他の負債に含めて表示しております。

(4)睡眠預金払出損失引当金

睡眠預金払出損失引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、睡眠預金という。)について、預金者からの払出請求に備えるため、過去の平均払出実績率に基づく将来の払出損失発生見込額を計上しております。

(追加情報)

従来、睡眠預金の払出は支出時の費用として計上してまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、前事業年度の下期において、過去の一定期間の平均払出実績率に基づく将来の払出損失発生見込額を見積り、睡眠預金払出損失引当金として計上する方法に変更しております。

なお、前中間会計期間は、払出実績率の算定に必要なデータ収集ができなかったため、従来の方法によっております。前中間会計期間において、変更後の方法によった場合、経常利益は1百万円、税引前中間純利益は7百万円少なく計上されます。

(5)偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6.外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7.リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8.ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうちヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更(第89期中)

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によってまいりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響はありません。

表示方法の変更(第89期中)

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項(第89期中)

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 3百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,056百万円、延滞債権額は12,016百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は438百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,425百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,936百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,870百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	4,603百万円
現金	6百万円
担保資産に対応する債務	
預金	3,490百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券21,500百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は44百万円、敷金は16百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、150,072百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが143,694百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)

合理的な調整を行って算出。

- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,428百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,240百万円
 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。
 12. 社債は、劣後特約付社債であります。
 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は855百万円あります。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 238百万円 |
| 無形固定資産 | 72百万円 |
2. その他経常費用には、株式等償却418百万円、貸倒引当金繰入額97百万円及び貸出金償却88百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

単位:千株

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	234	30	5	259	(注)
合 計	234	30	5	259	

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、単元未満株式の売渡請求を受けた売渡による減少であります。

(リース取引関係)

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び当中間会計期末残高相当額
- 取得価額相当額
- 有形固定資産 252百万円
- 減価償却累計額相当額
- 有形固定資産 182百万円
- 当中間会計期末残高相当額
- 有形固定資産 70百万円
- ・未經過リース料当中間会計期末残高相当額
- 1年内 26百万円
- 1年超 45百万円
- 合計 72百万円
- ・リース資産減損勘定の当中間会計期末残高

- 百万円
- ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
- 支払リース料 33百万円
- 減価償却費相当額 30百万円
- 支払利息相当額 2百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当ありません。